

官報

号外 昭和二十四年十一月二十八日

○第六回 衆議院 會議録 第十八号

昭和二十四年十一月二十七日(日曜日)
議事日程 第十七号

午後二時開議

第一 薪炭供給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出)

第二 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 未復員者給與法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 日本通運株式会社法を廃止する法律案(内閣提出)

第五 通運事業法案(内閣提出)

第六 日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

外国為替及び外国貿易管理法案(内閣提出)

外国為替管理委員會設置法案(内閣提出)

外国為替特別会計法案(内閣提出)

午後五時十七分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

外国為替及び外国貿易管理法案(内閣提出)

外国為替管理委員會設置法案(内閣提出)

外国為替特別会計法案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、外国為替及び外国貿易管理法

案、外国為替管理委員會設置法案及び外国為替特別会計法案、以上の三案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

外国為替及び外国貿易管理法案、外国為替管理委員會設置法案、外国為替特別会計法案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。経済安定委員長小野瀬忠兵衛君。

外国為替及び外国貿易管理法案
外国為替及び外国貿易管理法

目次

第一章 總則(第一條—第九條)

第二章 外国為替銀行及び両替商(第十條—第十五條)

第三章 外国為替手算(第十六條—第二十條)

第四章 外国為替の集中(第二十一條—第二十六條)

第五章 制限及び禁止(第二十七條—第二十九條)

第一節 支拂(第二十七條—第二十九條)

第二節 債權(第三十條)

第三節 証券(第三十一條—第三十五條)

第四節 不動産(第三十六條—第四十一條)

第五節 その他(第四十二條—第四十六條)

第六章 外国貿易(第四十七條—第五十五條)

第七章 不服の申立及び訴訟(第五十六條—第六十四條)

第八章 雑則(第六十五條—第六十九條)

第九章 罰則(第七十條—第七十三條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、外国貿易の正常な發展を図り、國際收支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保するために必要なる外国為替、外国貿易及びその他の對外取引の管理を行い、もつて國民經濟の復興と發展とに寄與することを目的とする。

(再検討)

第二條 この法律及びこの法律に基く命令の規定は、これらの規定による制限を、その必要の減少に伴い逐次緩和又は廃止する目的をもつて再検討するものとする。

(關係審議會)

第三條 内閣に關係審議會を設置し、外国為替手算を作成する責任を負う機關とする。

2 關係審議會の組織及び運営は、政令で定める。

(外国為替管理委員會)

第四條 別に法律で定めるところにより、外国為替管理委員會を設置する。

(適用範圍)

第五條 この法律は、本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する。本邦内に住所を有する人又はその代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその人の財産又は業務についてした行為についても、同様とする。

(定義)

第六條 この法律又はこの法律に基く命令の適用を齊一にするため、左に掲げる用語は、左の定義に従ふものとする。

一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び命令で定めるその附屬の島をいう。

二 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

三 「本邦通貨」とは、日本円を單位とする通貨をいう。

四 「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支拂手段」とは、銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手、為替手形、郵便為替、信用状その他の支拂指図をいう。

八 「對外支拂手段」とは、外國通貨その他通貨の單位のいかににかかわらず、外國通貨をもつて表示され、又は外國において支拂手段として使用することのできる支拂手段をいう。

九 「内國支拂手段」とは、對外支拂手段以外の支拂手段をいう。

十 「貴金屬」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金、これらのものの合金の地金並び

明治二十五年三月三十日

に金貨及び銀貨（流通してないものに限る。）取引の対銀又は記念品たる硬貨、金メタルその他これらの金属を主たる材料とする物をいう。

十一 「証券」とは、登録されていると否とを問わず公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を興える証書、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券及び類似の証券、利札、配当金受領証並びに利札引換券をいう。

十二 「外貨証券」とは、外国において支拂を受けることができる証券又は外国通貨をもつて表示される証券をいう。

十三 「債権」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保険証券及び当座勘定残高並びに貸借、入札その他に因り生ずる金銭債権で前各号に掲げられていないものをいう。

十四 「外貨債権」とは、外国において又は外貨をもつて支拂を受けることができる債権をいう。

十五 「貨物」とは、貴金属、支拂手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。

十六 「財産」とは、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び前号に規定するものを含む財産をいう。

2 居住者又は非居住者の別が明白でない場合については、大蔵大臣の定めるところによる。

（外国為替相場）

第七條 本邦通貨の基準外国為替相

場は、すべての取引を通じて單一とし、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める。

2 大蔵大臣は、各外国通貨について正しい裁定外国為替相場を決定し、維持しなければならない。

3 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、外国為替管理委員会が外国為替を売買する相場を定めなければならない。

4 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、正当な外国為替取引における外国為替の売相場及び買相場並びに取扱手数料を定めることができる。

5 外国為替の直物（電信又は一覽拂のものに限る。以下同じ。）取引における売相場及び買相場は、第一項の基準外国為替相場又は第二項の裁定外国為替相場から百分の一以上の開きがあつてはならない。

6 大蔵大臣又は外国為替管理委員会が第一項から第四項までの規定により基準外国為替相場、裁定外国為替相場並びに外国為替の売相場、買相場及び取扱手数料を定めるときは、何人もこれによらないで取引してはならない。

（通貨の指定）
第八條 この法律により認められる取引は、大蔵大臣の指定する通貨により行われなければならない。

（取引の非常停止）
第九條 主務大臣は、国際経済の事情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところによ

り、政令で定める期間内において、この法律の適用を受ける取引を停止することができる。

2 前項の規定による停止は、その停止の時までにこの法律により認められている支拂を不可能とするものではなく、その停止に因る支拂の遅延は、政令で定める期間内に限られるものとする。

第二章 外国為替銀行及び両替商

（外国為替銀行）

第十條 外国為替業務を営もうとする銀行は、その営もうとする営業所（本邦法人である銀行の外国にある営業所を含む。以下同じ。）並びに業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、当該銀行が十分な国際的信用を得ることが困難であると認める場合又は外国為替取引を行うに足りる職員を有していないと認める場合には、前項の認可をしてはならない。

3 外国為替銀行（第一項の認可を受けた銀行をいう。以下同じ。）は、外国為替業務を営む営業所を新設し、外国為替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業務の内容を変更しようとするときは、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

4 外国為替銀行は、外国為替業務を営む営業所の全部又は一部における外国為替業務を廃止しようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

（業務上の取極）

第十一條 外国為替銀行は、外国にある銀行その他の金融機関とこの法律の適用を受ける業務を行うための取極を結ぼうとするときは、外国為替管理委員会の承認を受けなければならない。

（外国為替銀行の確認義務）

第十二條 外国為替銀行は、この法律の適用を受ける義務について顧客と取引をしようとするときは、当該取引について、その顧客がこの法律の規定により承認等を受けていること又は承認等を受けることを要しないことを確認した後でなければ、その取引をしてはならない。

（制裁）

第十三條 大蔵大臣は、外国為替銀行が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分違反し、又は違反しようとしたときは、第十條第一項の認可を取り消し、又は一年以内の期間を限り、その違反に係る営業所におけるこの法律の適用を受ける業務を停止し、若しくは当該業務の内容を制限することができる。

（両替商）

第十四條 両替業務を営もうとする者は、その営もうとする営業所及び業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 第十條第三項及び第四項、第十二條並びに前條の規定は、両替商（前項の認可を受けた者をいう。以下同じ。）に準用する。

（報告義務）

第十五條 外国為替銀行又は両替商は、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける業務について、政府機関に報告しなければならない。

第三章 外国為替予算

（外国為替予算の作成）

第十六條 外国為替予算は、外国為替の使用可能量の慎重な予測に基づいて、不足の発生に因り債務不履行又は予備費の増大しにくい減少に陥ることのないように作成されなければならない。

第十七條 外国為替予算は、左の各号に掲げる事項を考慮して作成されなければならない。

一 通貨の交換又は振替の可能性
二 外国貿易その他の取引において通常生ずることのあるべき不特定の需要に即応し得るよう十分な通常予備費を設けること。

第十八條 外国為替予算を作成する場合には、計算若しくは評価の過誤又は予測できない緊急な需要に基く不足を補充するため、通貨別に一定の外国為替使用可能量を非常予備費として設けなければならない。

（外国為替予算の変更）

第十九條 外国為替予算の変更は、閣僚審議会により例外的な場合に限り行われる。

（外国為替予算の効力）

第二十條 閣僚審議会により外国為替予算に計上された資金の使用を認める権限を有する政府機関は、閣僚審議会の承認を得ないで、そ

の権限内の外国為替算の金額をこえてその使用を認めてはならない。

第四章 外国為替等の集中

(対外支拂手段等の集中)

第二十一條 居住者たる非居住者

たるとを問はず本邦にある者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行その他の者に公定価格（公定価格がないときは、時価）を参しやくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。

一 本邦内にある対外支拂手段

二 本邦内にある貴金屬

第二十二條 居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行その他の者に公定価格（公定価格がないときは、時価）を参しやくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。

一 対外支拂手段

二 貴金屬

三 外貨債権

四 外貨証券

第二十三條 非居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を特定の場所又は特定の方式により保管又は登録する義務を課せられることがある。

せられることがある。

一 内国支拂手段

二 本邦通貨をもつて表示される債権

三 本邦通貨をもつて表示される証券

(集中の特例)

第二十四條 前三條に基く政令

においては、外国為替銀行、両替商等に対するこれらの規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

第二十五條 第二十二條の規定は、本邦人以外の居住者については、同條各号に掲げる財産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得したものに限り、適用があるものとする。

(債権の回収義務)

第二十六條 政令で定める場合を除いては、非居住者に対する債権を取得した者は、当該債権の期限の到来又は條件の成就後遅滞なく、これを取り立てなければならない。

2 何人も、当該債権について、その全部若しくは一部を免除し、額面以下の弁済を受け、又は弁済の遅延を黙認することに因り、これを減損してはならない。

第五章 制限及び禁止

第一節 支拂

(支拂の制限及び禁止)

第二十七條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、本邦において左に掲げる行為をしてはならない。

一 外国へ向けた支拂

二 非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領

三 非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の受領

四 非居住者との勘定の貸記又は借記

2 前項第二号から第四号までの規定は、左に掲げる行為については適用しない。

一 非居住者の本邦における滞在に伴う生活費又は通常の物品若しくは役務の購入費等の費用を支弁するための本邦通貨による支拂

二 非居住者の本邦において認められた内国事業を遂行するための本邦通貨による支拂

第二十八條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある者に対する支拂若しくは利益の提供又は外国にある財産の取得の代償として又はこれらに関連して、本邦において、居住者に対して又は居住者のために支拂をしてはならない。居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。

第二十九條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある財産の譲渡の代償として又はこれに関連して、本邦において、居住者から又は居住者のために支拂を受けてはならない。居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。

第二節 債権

(債権に関する制限及び禁止)

第三十條 政令で定める場合を除いては、何人も、左に掲げる債権の発生、変更、弁済、消滅、直接又は間接の移転その他の処分は、當事者となつてはならない。

一 非居住者間の本邦通貨をもつて表示される債権

二 居住者間の外貨債権

三 居住者と非居住者間の債権

第三節 証券

(本邦内にある証券)

第三十一條 大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、何人も、本邦内にある証券について売買、贈與、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転をし、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

2 前項の規定は、本邦証券の居住者間の取引については適用しない。

(外国にある証券)

第三十二條 大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、居住者は、外国にある証券について売買、贈與、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転をし、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

2 前項の規定は、本邦人以外の居住者については、その者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得した証券に限り、適用があるものとする。

(証券の保管)

第三十三條 居住者のために本邦において本邦証券を保管する場合又は非居住者間の取極により非居住者のために外国において外貨証券を保管する場合を除いては、何人も、証券の保管に関する取極の當事者となつてはならない。但し、大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合は、この限りでない。

(証券の発行又は募集)

第三十四條 大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者たる非居住者たるを問はず、本邦通貨で支拂われる証券を外国で発行又は募集すること。

二 居住者が外国で証券を発行又は募集すること。

三 非居住者が本邦で外貨証券を発行又は募集すること。

(証券の応募)

第三十五條 政令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者が外貨証券に応募すること。

二 非居住者が本邦証券に応募すること。

第四節 不動産

(外国にある不動産)

第三十六條 大蔵省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第三十七條 大蔵省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある自己の不動産を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

(本邦内にある不動産)

第三十八條 政令で定める場合を除いては、居住者は、非居住者のために本邦内にある不動産又はこれに関する権利を処分してはならない。

第三十九條 政令で定める場合を除いては、非居住者は、他の非居住者から本邦内にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第四十條 政令で定める場合を除いては、非居住者は、本邦内にある不動産を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

(特例)

第四十一條 第三十六條及び第三十七條の規定は、本邦人以外の居住者については、これらの規定に定める不動産のうちその者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定の適用を受ける取引に因り取得したものに限り、適用があるものとす。

第五節 その他

(役務)
第四十二條 政令で定める場合を除いては、何人も、この法律の適用を受ける支拂、決済その他の取引を伴う役務に関する契約をしてはならない。

第四十三條 政令で定める場合を除

いては、居住者は、この法律の規定に従つて相当の対価の支拂を受けないで、非居住者に役務を提供してはならない。

第四十四條 前二條の規定の適用を受ける者は、政令で定めるところにより、主務の政府機関の事前の承認を受け、又は当該政府機関に對して相当の対価の支拂を受けることを立証する義務を課せられることがある。

(支拂手段等の輸出入)

第四十五條 政令で定める場合を除いては、何人も、支拂手段、貴金屬、証券又は債権を化体する書類を輸出又は輸入してはならない。

第四十六條 前條に基く政令においては、本邦に入国し、又は本邦から出国する者に対する同條の規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

第六章 外国貿易

(輸出の原則)

第四十七條 貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。

(輸出の承認)

第四十八條 特定の種類の貨物を輸出しようとする者又は特定の取引若しくは支拂の方法により貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受ける義務を課せられることがある。

2 前項の政令による制限は、國際收支の均衡の維持並びに外國貿易及び國民經濟の健全な發展に必要

な範圍をこえてはならない。

(支拂方法の証明)

第四十九條 通商産業大臣は、命令で定めるところにより、貨物を輸出しようとする者に対して、貨物の代金の支拂が政令で定める方法によつて行われる旨の十分な証明を求めることができる。

(輸出取引の公正)

第五十條 貨物を輸出する者は、当該貨物の最終仕向國における不正な競争の禁止に関する法令を十分考慮した上で輸出しなければならない。

(船積の非常差止)

第五十一條 通商産業大臣は、特に緊急の必要があると認めるときは、命令で定めるところにより、一月以内の期間を限り、品目又は仕向地を指定し、貨物の船積を差し止めることができる。

(輸入の承認)

第五十二條 外國為替予算の範圍内で最も有利かつ有効な貨物の輸入を図るため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

(制裁)

第五十三條 通商産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に關し、この法律、この法律に基く命令又はこれらに基く処分違反した者に対して、一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することとができる。

(税關長に對する指揮監督等)
第五十四條 通商産業大臣は、政令

で定めるところにより、その所掌に屬する貨物の輸出又は輸入に關し、税關長を指揮監督する。

2 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を税關長に委任することができる。

(担保の提供)

第五十五條 貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該輸入の実行を保証するために、保証金、証券その他の担保を提供する義務を課せられることがある。

2 貨物の輸入の承認を受けた者が当該貨物を輸入しなかつたときは、政令で定めるところにより、前項の保証金、証券その他の担保物を國庫に歸屬させることができる。

第七章 不服の申立及び訴訟

(不服の申立)

第五十六條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による政府機関の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、当該政府機関に不服の申立をすることができ。

(聴聞)

第五十七條 政府機関は、前條の規定による不服の申立を受理したときは、当該申立をした者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、不服の申立をした者及び利害關係人に対して、当該事案について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(決定)

第五十八條 当該政府機関は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その旨を不服の申立をした者及び利害關係人に送付しなければならない。

(手続規定)

第五十九條 不服の申立、予告、聴聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

(訴訟)

第六十條 この章の規定による政府機関の決定に不服のある者は、次條で定めるところにより裁判所に訴出することができる。

第六十一條 この法律の規定による当該政府機関の決定に係る訴訟は、被告である政府機関の所在地の地方裁判所の管轄とする。

2 訴の提起は、政府機関の決定があつた後三十日以内に裁判所に對してしなければならない。

3 訴を提起した者は、訴状の送付を当該政府機関及び当該聴聞に參與した利害關係人に送付するものとする。

第六十二條 当該政府機関は、訴状の送達があつた時から三十日(裁判所が期間の延長を認めるときは、その期間)以内に当該訴に係る聴聞及び決定の一切の記録の正本又は証明のある複本を当該裁判所に送付しなければならない。そ

の記録は訴を提起した者、第五十八條の規定により決定の送付を受けた者及び政府機関の合意があつたときは、簡略にすることができ

第六十三條 審理は、記録に記載された事実の範囲に限定されなければならぬ。但し、裁判所は、記録に記載されない当該政府機関の手続の違法を立証する証拠を採用することができる。

第六十四條 裁判所は、当該政府機関の決定を容認し、若しくは更に聴聞を行わせるため事件を政府機関に差し戻し、又は当該政府機関の決定が左の各号に掲げる場合の一に該当するため原告の實質的權利が侵害されたと認める場合においてその決定を取り消し、若しくは変更することができる。

一 憲法の條項に違反しているとき。
二 政府機関の法令による権限をこえているとき。
三 手続に違法があるとき。
四 前各号の外法令の適用に誤があるとき。

五 適法且つ實質的な証拠がないとき。
六 裁判所による新たな審理の結果、決定の理由となつた事実が著しく不当であるとき。

第八章 雜則
第六十五條 (公正取引委員會の権限) この法律のいかなる條項も、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者

団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の適用又はこれらの法律に基き公正取引委員會がいかなる立場において行使する権限をも排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(政府機関の行為)
第六十六條 この法律又はこの法律に基き命令の規定中政府機関又は外国為替銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めるものは、政府機関が当該許可、承認その他の処分の要する行為をする場合については、政令で定めるところにより、これを適用しない。

(報告義務)
第六十七條 この法律に規定するものの外、主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引を行う者又は関係人から報告を徴することができる。

(立入検査)
第六十八條 主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、外国為替銀行又は両替商の営業所又は事務所にその営業時間中に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のため

に認められたものと解釈してはならない。

(事務の一部委任)
第六十九條 主務の政府機関は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を、日本銀行又は外国為替銀行をして取り扱わせることができる。

2 前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

3 第一項の場合において、その事務に従事する日本銀行及び外国為替銀行の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九章 罰則

第七十條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一 外国為替の直物取引における売相場又は買相場を定めない場合において、第七條第五項の規定に違反し、外国為替の直物取引をした者
二 第七條第六項の規定に違反した者
三 第八條の規定に違反した者
四 第十條第一項の規定による認可を受けずに外国為替業務を営んだ者

五 第十三條(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定による停止又は制限に違反した者
六 第十四條第一項の規定による認可を受けずに両替業務を営んだ者(外国為替銀行を除く。)
七 第二十六條第一項又は第二項の規定に違反した者
八 第二十七條第一項の規定に違反した者
九 第二十八條の規定に違反した者
十 第二十九條の規定に違反した者
十一 第三十條の規定に違反した者
十二 第三十一條第一項の規定に違反した者
十三 第三十二條第一項の規定に違反した者
十四 第三十六條の規定に違反した者
十五 第三十七條の規定に違反した者
十六 第三十八條の規定に違反した者
十七 第三十九條の規定に違反した者
十八 第四十條の規定に違反した者
十九 第四十五條の規定に違反した者
二十 第五十一條の規定に違反した者
二十一 第五十三條の規定による輸出又は輸入の禁止に違反した者

第二十一條 第九條、第二十一條から第二十三條まで、第四十八條又は第五十二條の規定に基き命令の規定に違反した者
第七十一條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十條第三項又は第十四條第二項において準用する第十條第三項の規定による許可を受けずに、外国為替業務若しくは両替業務を営む営業所を新設し、外国為替業務若しくは両替業務を営む営業所の名称若しくは変更又は外国為替業務若しくは両替業務の内容を変更した者
二 第三十三條の規定に違反した者
三 第三十四條の規定に違反した者
四 第三十五條の規定に違反した者
五 第四十二條の規定に違反した者
六 第四十三條の規定に違反した者
七 第四十四條の規定に基き政令の規定に違反して事前の承認を受けなかつた者
第七十二條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十條第四項又は第十四條第二項において準用する第十條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、外国為

替業務又は両替業務を廃止した者

二 第十一條の規定による承認を受けないで、同條に規定する取極を結んだ者

二 第十二條又は第十四條第二項において準用する第十二條の規定に違反した者

四 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十四條の規定に基づく命令の規定に違反して立証をせず、又は虚偽の立証をした者

六 第四十九條の規定に基づく命令に違反して十分証明をせず、又は虚偽の証明をした者

七 第六十七條の規定に基づく命令の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第六十八條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。但し、その期日は、昭和二十五年三月三十一日後であつてはならない。

2 左に掲げる法令は、廃止する。
外国為替管理法（昭和十六年法

律第八十三号）

金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）

外国為替管理法の罰則の特例に関する件（昭和二十年勅令第六百十五号）

貿易等臨時措置令（昭和二十一年勅令第三百二十八号）

財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）

外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭和二十四年政令第三百五十三号）

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、前項に掲げる法令は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

4 第二項に掲げる法令の廃止に關し必要な事項については、政令で定める。

外国為替及び外国貿易管理法（内閣提出）に關する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

外国為替管理委員会設置法案
（この法律の目的）

第一條 この法律は、外国為替管理委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二

項の規定に基いて、總理府の外局として、外国為替管理委員会（以下委員会という。）を設置する。（所掌事務）

第三條 委員会は、國民經濟の進歩とその健全な發展を助長するために、本邦の外国為替資金の適切且つ正当な使用を確保することを目的として、左に掲げる事務をつかさどる。

一 外国為替特別会計を運営すること。

二 外国為替予算について、その定められた限度及び條件が守られるようにすること。

三 關係行政機關の用に供するため、外国為替及び外国貿易に關する取引について完全な記録を保持すること。

四 外国為替取引の数量及び内容並びに國民經濟の復興に及ぼす効果に關する報告を、定期的（少くとも毎四半期）に、内閣總理大臣に提出すること。

五 外国為替に關する政策について、内閣總理大臣及び關係行政機關に勧告すること。

（権限）

第四條 委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の

遂行に必要な支拂をすること。

三 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

四 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

五 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

六 委員会の公印を制定すること。

七 所掌事務に關し、報告を徴すること。

八 外国為替取引の手續を定め、及びその所掌に屬する事項について外国貿易取引の手續に關し同意を與へること。

九 外貨資金の外国為替特別会計への集中制度に關する手續を定め、当該制度を運営し、及び外国為替特別会計の資金を運用すること。

十 外国為替予算に定められた制限及び條件の範囲内で、外貨資金の取得及び使用に關して、外国為替銀行を監督すること。

十一 對外取引の決裁條件を定めること。

十二 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員会に屬せられた権限。

（組織並びに委員長及び委員の任命）

第五條 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

見を有する者のうちから、兩議院の同意を得て、内閣總理大臣が命ずる。

3 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣總理大臣は、前項の規定にかかわらず、外国為替及び外国貿易に關し優れた経験と識見を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができ。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で兩議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、兩議院の事後の承認を得られないときは、内閣總理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長及び委員の任期）

第六條 委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ。

（委員長及び委員の身分保障）

第七條 委員長及び委員は、左の各号の一に該當する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁こ以上の刑に処せられたとき。

（組織並びに委員長及び委員の任命）

第五條 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

四 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと内閣総理大臣が認めたととき。

五 職務上の義務に違反し、その他委員長又は委員に不適しない非行があると内閣総理大臣が認めたととき。

2 前項各号の一に該当する場合に於て、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第八條 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(議事)

第九條 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員長及び委員の給與)

第十條 委員長及び委員の給與は、別に法律で定める。

(委員長及び委員の特定行為の禁止)

第十一條 委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動すること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(規則の制定)

第十二條 委員会は、その所掌に属する事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、外国為替管理委員会規則を制定することができる。

(事務局)

第十三條 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

(管理部)

第十四條 事務局に管理部を置く。

2 管理部においては、事務局の所掌事務のうち、外国為替特別会計の運営に関する事務をつかさどる。

(関西事務所)

第十五條 事務局に関西事務所を置く。

2 関西事務所は、大阪市に置く。

3 関西事務所は、事務局の所掌事務について、関西地方における所要の連絡事務をつかさどる。

4 関西事務所の内部組織は、外国為替管理委員会規則で定める。

(法律顧問)

第十六條 委員会に法律顧問を置く。

2 法律顧問は、委員会の所掌に属する事項に関する法律問題を処理する。

3 法律顧問は、非常勤とし、その給與その他必要な事項は、政令で定める。

(事務所の位置)

第十七條 委員会は、その事務所を日本銀行の本店又は支店に置く。

(日本銀行による事務の取扱)

第十八條 委員会は、日本銀行をして、委員会の指示するところに従い、その事務の一部を取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、当該事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

(秘密を守る義務)

第十九條 委員長、委員、前條第一項の規定により事務を取り扱う日本銀行の職員及びこれらの職にあつた者は、その職務の執行に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(事務局の職員)

第二十條 事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。

2 事務局に置かれる職員のうち会計及び統計に関する専門家は、事務局員として、非常勤の職員とすることができる。

(定員)

第二十一條 事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(罰則)

第二十二條 第十九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外国為替管理委員会令(昭和二十四年政令第五十三号)及び外国為替管理委員会の委員の任期満了等場合の措置に関する政令(昭和二十四年政令第三百三十三号)は、廃止する。

3 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、旧外国為替管理委員会令は、なおその効力を有する。

4 旧外国為替管理委員会令に基く機関及び職員は、第二項の規定にかかわらず、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続する。この場合において、この法律施行の際現に委員長又は委員である者の任期は、第六條第一項の規定にかかわらず、旧外国為替管理委員会令の規定により残存する任期とする。

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八條の外国為替管理委員会の項中「外国為替管理委員会令(昭和二十四年政令第五十三号)」を「外国為替管理委員会設置法(昭和二十四年法律第 号)」に改める。

外国為替管理委員会設置法案(内閣提出)に関する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

○小野瀬忠兵衛君登壇

たたいま議題となりました。外国為替及び外国貿易管理法について、委員会における審議の結果を御報告申し上げます。本案は、最近の国内経済の安定及び

国際経済の動向よりいたしまして、国際経済との接点面がますます深まり、わが国の国際経済への参加体制をすみやかに確立することが必要になつて参つた。この際、従来各部門にわかれておつた対外取引に関する諸法規を整備統合して一つの基本法をつくり、これによつて輸出貿易を原則として自由とし、また輸入を民間貿易に切りかえる等貿易の伸張をはかるとともに、国際慣行に合致した外国為替管理制度を確立することを趣旨としたものでございます。

本案の要旨について申し上げます。まず第一に、内閣に閣僚審議会を設置し、外国為替予算の作成に当たるとともに、外貨資金の使用はこの外国為替予算に基いて許されるものとし、すべての対外取引は大蔵大臣の指定する基準外国為替相場及び通貨によるものとする。第二に、外国為替銀行等は、大蔵大臣の認可制とし、また為替銀行が外国にある銀行と業務上の契約をする場合は、外国為替管理委員会の承認を受けなければならないとする。第三に、政府は必要に応じて外国為替、貴金屬等の所有者に対し、それらを外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行等に売却せしむる等その集中を命じ、または対外債権の回収を命ずることができる。第四に、外国に對する支拂い、外貨債権、外貨証券等の取得処分、通貨、貴金屬、証券等の輸出入につき、必要に応じて政府の許可を受ける義務を課することができ。第五に、貨物の輸出については統制を最小限度にとどめ、特別の必要がある場合に限り、範圍を定めて通

商産業大臣の承認を受けることを要すること。第六に、貨物の輸入については承認を受けることを要する旨を定め、また輸入しようとする者に對し担保の提供義務を課することができると。第七に、関係業者の権利保護の見地から、政府の処分に対し不服の申立及び訴訟の道を開いていること。

かくのごとき、この法律の適用される対象は外国為替及び外国貿易に関する国際取引一般であつて、その範圍はすこぶる広汎かつ包括的なものであります。が、国際收支の改善につれて、これらの制限規定も逐次緩和して行く旨を明記し、また国際經濟情勢の変化に適宜即応せしめるため、具体的な手續等については政令に委譲してあります。なおこの法律の施行期日は、各規定につき政令で定めることになつておりますが、輸出に関する新手續は十二月一日より、輸入に関する新手續は来年一月一日より実施したいといふことであります。以上が本案の要旨であります。

本案については、去る二十四日、經濟安定委員会、大藏委員会、通商産業委員会の連合審査会を開きまして提案理由の説明を聴取し、引続き二十五日に審議に入りましたが、本案はわが國の經濟にきつて重要な法案でありますので、さらに二十六日、参考人として東京銀行取締役小野英輔氏及び富士電機株式會社社長和田恒輔氏を招致して、その意見を聴取いたしました。連合審査会においては、その審議を慎重に進めるために諸般の資料を要求するとともに、本案に基き委譲されております政令案等につきましては、政府

において準備できているもの及びその要綱等の提出を求めて、委員諸君と政府委員との間に、きつめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。

本案は九章七十三箇條及び附則よりなる大きな法律案であり、内容はわが國の經濟にとつて最も重要な外国為替及び外国貿易の全般に關します。ので、各條項いづれについても論議があつたのであります。が、なかんずくその焦点となつた二、三について申し上げます。まず、外国銀行及び外国商社等に対し、わが國の業者が不利な立場に追い込まれることがないかといふことであります。これについては、本案は外国銀行及び外国商社等に対しとも同様に適用せられるものであり、特にわが國の業者が不利な立場に立つものでない旨の答弁がありましたが、また本案の第五十五條に、輸入する者に対し、その輸入の履行を保証するために担保を提供する義務を課せられることがある、という規定があるのであります。これに關連して巨額の輸入資金が予想されるのであります。これについて、經濟力のきつめて貧弱なるわが國の現状において、いかにしてこの巨額の資金を調達せんとするのであるか、といふことであります。これに對しては、政府は、この担保義務は堅実なる輸入を確保するためのものであるから、堅実なる輸入の行われる限り、その担保はそう大きなものとはならず、また輸入資金についてはスタンプ手形その他の方法を講ずる考である旨の答弁がありました。なお詳細は連記録について見られたいと存じます。

かくて本日討論に入りましたが、民主自由党を代表して多田委員は、本案はわが國の經濟の安定と發展のために絶対に必要な貿易を大幅に促進するものであつて、きつめて時宜に適したものであるとして、賛成意見を述べられ、民主野黨派を代表して笹山委員は、わが國が國際經濟機構に入る体制を整えるために本案は適切であるが、手續の簡素化が十分でないから、政令等においてこれを遂行し、なお關稅の改革を急速に行うよう要求して、賛成意見を述べられ、民主連立派を代表して田中委員は、輸出が自由となり、輸入が民間に委譲され、為替を安定して國際收支の均衡をはかり、國際通貨基金制度に加入のために道を開くものであるからとの賛成意見を述べられ、新政協議會を代表して羽田野委員は、自主的なる貿易の促進には未熟な点があるが、現在の情勢においてはやむを得ない、なお農民の立場を十分に考慮することを要求して、賛成意見を述べられました。また社会党を代表して成田委員は、經濟の安定がいまだ達成されてない今日、經濟力の薄弱なるわが國に本案のごときものを施行することは、まず／＼わが經濟を困難に陥れるものであるとして、反対意見を述べられ、共産党を代表して米原委員は、本案はわが國の貿易を大資本の手に收め、外國資本のもとに日本を植民地化せんとするものであるとして、反対意見を述べられ、労働者農民党を代表して岡田委員は、本案は統制貿易下における自由貿易であると言つて、

次いで採決に入りましたが、本案は多数をもつて原案通り可決されました。以上御報告申し上げます。(拍手)

次に外國為替管理委員會設置法案について、委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、御承知のごとく、本年三月十六日、政令第五十三号外國為替管理委員會令によつて、すでに外國為替管理委員會が設置されてゐるのであります。が、今回新たに外國為替及び外國貿易管理法第四條の規定によりまして、委員會の根拠法規は法律による必要が生じたのみならず、この機会に所要の訂正を加える必要があり、また同委員會が十一月一日より總司令部商業勘定の記帳事務を開始してあります。が、將來この商業勘定が總司令部から移管される場合に備えて所要の訂正をする必要を生じたので、提出されたものであります。

本案は二十二箇條及び附則よりなつており、その大要を申し上げます。第一に、總裁に付しましては各省共通の設置法にならつており、第二に、所掌事務と權限をそれぞれ、わけて、各号の規定を一層具體的にかつ明瞭にいたしました。第三に、委員會の組織、議事、委員長及び委員の任命、任期等につきましては、委員の数を一名追加したほかは、ほぼ政令の規定に変更を加えないこととし、第四に、外國為替管理委員會規則を制定し得るようにしたこと、事務局に管理課と關西事務所を付置しましたこと、及び立入り検査の規定を外國為替及び外國貿易管理法に譲つたこと等が、現行の政令第五十三号と相違しております主要な点

であります。

本案については、去る二十四日、外國為替及び外國貿易管理法案とともに、關係法律として一括して經濟安定委員會・大藏委員會・通商産業委員會連合審査会において提案理由の説明を聴取し、引続き二十五日及び二十六日に審議をいたしました。

本案は、外國為替及び外國貿易管理法の關係法律でありまして、當然に制定されなければならぬものであり、大した質疑応答がなく、本日討論に入りましたが、民主自由党を代表して多田委員、民主野黨派を代表して田中委員、民主連立派を代表して笹山委員、新政協議會を代表して羽田野委員が、それ／＼賛成意見を述べられました。また社会党を代表して成田委員、共産党を代表して米原委員、労働者農民党を代表して岡田委員が、それ／＼反対意見を述べられました。次いで採決に入りましたが、本案は多数をもつて原案通り可決されました。

右、はなはだ簡單であります。が、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎) 次に、大藏委員長川野芳満君の御報告を求めます。

外國為替特別會計法案
外國為替特別會計法
(設置)

第一條 外國為替等(外國為替、外國通貨及びこれに準ずるもの、金銀地金並びに外國通貨をもつて表示する証券(財産權を証する証券及び帳簿を含む。))及び債權をいふ。以下同じ。の売買及びこれに伴う取引に関する政府の經理を明確にするため、特別會計を設置

し、一般会計と区分して経理する。

(管理及び運営)

第二條 この会計は、外国為替管理委員会を所轄する内閣総理大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

2 内閣総理大臣は、外国為替管理委員会をしてこの会計の運営を行わしめる。

第三條 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計に属する外国為替等を外国為替銀行(外国為替銀行の臨時措置等に関する政令(昭和二十四年政令第三百五十三号)に規定する外国為替銀行をいう。)及び外国にある外国銀行で大蔵大臣の指定するもの(以下「外国為替銀行等」と総称する。)に対して預入し、若しくは貸し付け(貸越の契約に基く場合を含む。以下本項中同じ。)、又はこの会計に属する現金(本邦通貨たる現金をいう。以下同じ。)を外国為替銀行等に預入し、若しくは貸し付けることができる。

2 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担で外国為替銀行等から外国為替等の預入を受け、若しくは借り入れ(借越の契約に基く場合を含む。)、又は外国為替手形の引受若しくは外国為替銀行等の外国為替等に係る債務の保証をし、又、この会計の負担で外国為替銀行等から現金の預入を受け、若しくは借越の契約に基いて借り入れることができる。

3 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があるときは、この会計の負担で外国為替銀行等から外国為替等の寄託を受け、又は外国為替銀行等に外国為替等を寄託することができる。

(資本)

第四條 この会計においては、この法律施行の際外国為替資金に属していた資産の額からこれに属していた負債の額を控除した額、第五條の規定により貿易特別会計から繰り入れる金額及び附則第四項の規定によりこの会計に属するものとされる外国為替等に係る権利義務について権利の額から義務の額を控除した額に相当する金額の合計額を資本とする。

(歳入及び歳出)

第五條 この会計においては、外国為替等の売却代金、貿易特別会計からの繰入金、第三條第一項の規定による現金の貸付金の償還金、第十四條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の発行による収入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、外国為替等の買取代金、第三條第一項の規定による現金の貸付金、一時借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第十四條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金、事務取扱費、事務委託費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2 第三條第一項の規定による現金の預金及びその拂戻金並びに同條第二項の規定による現金の預り金及びその拂戻金は、この会計の歳入又は歳出とみなして経理するものとする。

3 第一項に規定する貿易特別会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、同特別会計からこの会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作製及び送付)
第六條 内閣総理大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一 前年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
三 当該年度の外国為替等の売買及びこれに伴う取引の計画

(歳入歳出予算の区分)

第七條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第八條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項に規定する書類を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第九條 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

(剰余金の繰入)

第十條 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(外国為替等の価格の改定)

第十一條 この会計において保有する外国為替等の価格は、毎会計年度三月三十一日において外国為替相場(外国為替管理法に基く外国為替相場取極に関する命令(昭和十六年大蔵省令第七十九号)第一條の規定により大蔵大臣が指定する外国為替相場をい、金銀地金については物価統制令(昭和二十一年勅令第十八号)に規定する統制額とする。)により改定するものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)
第十二條 内閣総理大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同條第二項に規定する書類を添付しなければならない。

(剰余金の繰入)

第十四條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

2 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

3 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

4 第二項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができな

いときは、その償還することができない金額を限り、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

5 前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しなければならない。

(起債、償還等の事務)
第十五條 前條の規定による一時借入金、借入金及び融通証券の起

債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)
第十六條 第十四條の規定による一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額並びに同條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(会計の運営に関する事務の委託)
第十七條 外国為替管理委員会は、この会計の運営に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、外国為替管理委員会は、外国為替等の買収及びこれに伴う取引上必要な資金を日本銀行に交付することができる。

3 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支について適用する。

(支出未済額の繰越)
第十八條 この会計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(金銀地金の取得)
第十九條 この会計において取得する金銀地金は、外国為替の取引上必要なものに限る。

(実施規定)
第二十條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則
1 この法律は、昭和二十四年十二月一日から施行する。

2 この法律施行の際、外国為替資金に属していた資産及び負債は、この会計に帰属するものとする。

3 前項の規定によりこの会計に帰属する資産のうち、現金については、この会計の昭和二十四年度の歳入に組み入れ、外国為替銀行に對する預金については、拂戻の都度この会計の歳入に組み入れるものとする。

4 連合国最高司令官總司令部の勘定に属する外国為替等に係る権利義務でその経理を政府に移管されたものについては、政令の定めるところにより、この会計に属するものとして取り扱う。

5 貿易特別会計法(昭和二十四年法律第四十一号)の一部に次のように改正する。

第一條中「米國對日援助物資

の取得及び処分並びに外国為替等(外国為替、外国通貨並びに外国通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証券及び帳簿を含む。))及び債権をいう。以下同じ。に對する運用等」を「並びに米國對日援助物資の取得及び処分」に改める。

第二條但書を削る。

第三條中「清算勘定に区分し、且つ、外国為替等に運用する等のため、この会計に外国為替資金を置く、」を「清算勘定に区分する。」に改める。

第四條第一項中「この勘定において取得した外國為替等」の下に「(外國為替、外國通貨並びに外國通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証券及び帳簿を含む。))及び債権をいう。以下同じ。」を加え、「外國為替資金への繰入金」を「外國為替特別会計への繰入金」に改める。

第五條中「(外國為替資金の管理に係るものを除く。)」を削る。

第六條の二及び第十條の二を削る。

第十二條第二項第三号から第五号までを削る。

7 外國為替資金廃止の際改正前の貿易特別会計法第六條の二第二項

の規定により同資金補足のため繰替使用していた國庫余剰金は、第十四條第二項の規定により外國為替特別会計の負担において借り入れた一時借入金とみなし、当該一時借入金の償還金は、外國為替特別会計の歳出とする。

8 金、外國通貨及び外貨表示証券の買上に関する政令(昭和二十四年政令第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

(買上を行う会計)
第六條 第一條及び前條の規定による買上は、外國為替特別会計において行う。

9 外國為替銀行の臨時措置等に関する政令の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「貿易特別会計法(昭和二十四年法律第四十一号)に規定する外國為替資金(以下「外國為替資金」という。))を「外國為替特別会計」に、同條第二項及び第十條第一項中「外國為替資金」を「外國為替特別会計」に改める。

10 外國為替管理委員會令(昭和二十四年政令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「日本銀行の負担とする。」を「日本銀行の負担とすることができ。」に改める。

外國為替特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

○川野芳滿君登壇

ただいま議題となりま

した外國為替特別会計法案について、大蔵委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案が提出になりました趣旨は、現在貿易特別会計に設置されております外國為替資金を廃止いたしました。この資金の運用として行つておりますところの外國為替等の売買及びこれに伴う取引に関する経理を明確にいたしますため、新たに外國為替特別会計を設置しようとするものであります。

次にこの法案の要点について申し上げます。第一に、この会計は内閣総理大臣が管理し、外國為替管理委員會が運営することとしたしております。

第二に、外國為替管理委員會は、外國為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計に属する現金及び外國為替等を外國為替銀行に預け入れ、または貸付、また外國為替銀行等から外國為替等の預け入れを受け、または借入れをする等のことができることとし、また外國為替等の寄託、引受け、保証等を行うことができることとしたしております。

第三に、この会計の資本は、貿易特別会計から引継がれる外國為替資金に属する資産から負債を控除した額、予算に基いて貿易特別会計から繰入れられる金額、及び連合国最高司令官總司令部からその経理を移管される外國為替等にかかわる権利義務について、権利の額から義務の額を控除した額の合計額とすることとしたしております。

第四に、この会計の歳入は、外國為替等の売却代金、外國為替銀行に對する貸付金の償還金、付屬雑収入等と

し、輸出は、外国為替等の買取り代金、外国為替銀行に対する貸付金、外国為替の管理に要する事務取扱費等といったしております。

第五に、この会計の損益計算上生じた利益または損失は翌年度に繰越して整理し、決算上生じた剰余金は翌年度の歳入に繰入れることとしたしております。

第六に、この会計において保有する外国為替等の価格は、毎会計年度三月三十一日において、外国為替相場によつて改訂することとしたしております。

以上がこの法案の要点であります。この法案は、十一月十八日、本委員会に付託されたものでありまして、十九日提案理由の説明を聴取し、昨二十六日及び本日質疑を行いましたところ、小山委員よりは輸入金融について、北澤委員よりは外国為替資金を廃止してこの特別会計を設置した理由等について、田中委員よりは外国銀行に對する為替管理法の適用等について、小峯委員よりはコルレス契約成立の時期等について、河田委員よりは赤字の出た場合一般会計よりする繰入金等について、深澤委員よりは赤字の出る場合等について、林委員よりは資本の金額等について質疑がありまして、水田大蔵政務次官、愛知大蔵省銀行局長、伊原大蔵省理財局長、佐藤大蔵省主計局法規課長及び杉原外国為替管理委員会委員よりそれぞれ答弁がありました。

次いで討論に入りましたところ、北澤委員は民主自由党を代表して、目下衆議院において審議中の外国為替及び

外国貿易管理法が成立する場合に、輸出貿易は本年十二月一日から原則として自由となり、また輸入貿易は明年一月一日から民間貿易に切りかえられることとなりますので、これに即応して、政府の行う外国為替、外国通貨の売買及びこれに伴う取引に関する経理を他から区別して明確にすることは、まことに時宜に適切な必要な措置である旨を述べ、賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して、外貨資金の少い現在、当然外国銀行、外国商社とは太刀打ちできないことと、僅少な外国為替資金をもつて運営されるこの特別会計の前途に少なからず不安と懸念を持つものである旨を述べ、反対の意を表せられ、河田委員は共産党を代表して、まず第一に、国家が直接にこの特別会計を持つことに反対であり、第二に、外国銀行に對する統制が困難であること、第三に、政令で定める委任立法が多過ぎること、第四に、單獨議決への布石の第一歩であること等を述べ、反対の意を表せられました。次いで採決に入りましたところ、起立多数をもって本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。成田知巳君。

〔成田知巳君登壇〕

○成田知巳君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま上程になりました外国為替及び外国貿易管理法案、外国為替管理委員会設置法案並びに外国為替特別会計法案の三法案に對して反対の意見を陳述するものでございます。

吉田内閣及び民主自由党の諸君は、口を開けば、わが国民経済は安定したと言つておられるのであります。本法案の提案理由の説明におきましても、青木安本長官は、国民経済は安定したとの前提に立ちまして、本立法措置の必要な旨を述べておられるのであります。わが国民経済の事態は、はたしてそのように安定しておるかどうかが問題でございます。

吉田内閣の極端なるデフレ政策によりまして、国内産業は萎靡沈滞、半身不随の状態に陥り、失業者は町にあふれ、大きな社会不安が惹起されておることは、経済の現状を冷徹に直視すれば、何人といえども、ひとしく認めるところでございます。この状態をさして、なおわが国の国民経済は安定せりと言ふならば、吉田内閣、民主自由党の諸君の持つておられる辞書には、国民経済の安定とは国民生活を破壊せしめ、資本の安定をはかることを言ひ、と定義されておると言わざるを得ないのであります。(拍手)

この国民経済安定の名のもとに、国民生活の安定向上を、資本の安定と資本の再建にすりかえんとする民自党本来の政策が、外国為替、外国貿易の分野に露骨に姿を現したのが本法案であることを、以下私は具体的に指摘してみたいのであります。(拍手)

本法案は、その立法形式を見ますに、新憲法実施以来数多くの法律が制定されておりますが、まったくその例を見ないところの白紙委任状の委任立法でありまして、本法案の骨子をなす輸出入為替管理等の重要事項はすべて政令

に委任されており、政府がいかなる輸入貿易を意図し、為替管理を行わんとしているかは、本法案においては、何らうかがい知ることができないのであります。まさに戦争中の悪法、国家総動員法の戦後版だと言わざるを得ないのであります。(拍手)

たとえば閣僚審議会は、外国貿易予算を、内閣の承認を得ずして、單獨に作成することができるとなつておりますが、この外国貿易予算というものは、外国貿易に依存することはなほ大なるわが国産業の事情から考えまして、国内予算に比して、まさるとも劣らない重要性を有するものであります。しかるに、この予算編成の責任を閣僚審議会が国会に對して負う旨の規定が何らないのであります。あるいは政府は言うかもしません。当然そのように国会に對し責任を負ふと言われ

ると思ふのであります。もし、しかりとすれば、私はあえて質問するのであります。閣僚審議会のメンバーたる者は、何ら外国予算編成に関與することなくして、憲法の規定する内閣連帶責任の原則に基きまして国会に對して責任をとらざるを得ないという、まことに奇妙な結果をもたらすのであります。

さらにまた、閣僚審議会の組織は政令で定められることになつており、委員会における私の質問に對しましては、だれが審議会のメンバーになるか、具体的答弁がなされておられません。特に審議会のメンバーとして農林大臣が入るやいなやについても、政府の答弁はまったくあいまい模範たるものでありまして、外国食糧輸入の問題が全農

民の重大なる関心事である今日、この点さえも明白にされないといふこの事実こそは、民自党の農村軽視の態度を赤裸々に表明したものと云わなければなりません。

また、わが国貿易業者が最も関心を有する輸出入金融の面におきましても、何ら具体的措置が規定されず、政治の答弁を見ましても、何ら対策の持合せなきことが明瞭にされたのであります。輸出金融の場合、従来の統制貿易下におきましては、貿易手形金融優先制度の原則に基きまして、輸出許可後ただちに信用状が開設されたのであります。が、この場合におきましても、輸出業者は資金難に悩んでおたことは周知の事実であります。これが民間貿易に行われず、船積期日に間に合ふ程度に行われるであらうといふことが予想されるのであります。かくして信用状の到着の期日まで、輸出品の製造に要しますところの莫大なる運転資金を、いかにして業者がまかなうことができるのであります。特に金融機関に信用のない中小企業は、まったくの金融難のため経営不可能なる状態に陥るは、火を見るよりも明らかであります。と申さなければなりません。

また輸入金融の面におきましても、政府の構想は、輸入代金の最高五〇〇％程度の保証金を要求するようでありまして、棉花、羊毛等の輸入におきまして、何億という莫大なる輸入金額を要する場合におきまして、日本商社の中で、はたしてこの調達のできるものが幾らあるであらうでしょうか。五〇％の保証金制度は、西ドイツにおいて、す

でもう試験済みでありまして、非難ごうくたるものがあることは、皆さん御承知の通りであります。しかもこれらの規定が、全然法律では定められず、通産大臣の権限にゆだねられておるのでありまして、民自党内閣の性格から見まして、まづたく危険きわまりなきものと言わなければなりません。かくのごとく、敗戦の痛手を受けたわが国産業界にとりまして、輸出入両面におけるこの資金難に遭遇することは、言わずして明らかでございますが、特に資金の豊富な外国銀行とか、大資本を擁する外国商社がわが国に進出して参りまして、国内商社は、これらと角逐しなければならぬ。低金利のドル、ポンド資金を擁した外国銀行を背景としたところの外国の大商社、これに對しまして、わが国の資本力の少ない商社、しかもめくら貿易という大きなハンディキャップを背負わされたところの日本商社が、はたして太刀打ちできるでございましょうか。

これに對して、経済安定委員長の委員会報告によりまして、外国銀行、外国商社も同様本法の管理を受けるから、その心配はないという報告がございましたが、この報告は、一つの事実を隠蔽いたしておる。私たちの委員会におけるところの追究によりまして、最初政府は、外国銀行が本法の適用を受けるか否かについて、まづたくあいまい模範たる答弁をしておりまして、遂に本法の適用を受けないということを答弁いたしておるのであります。まづたく虚偽の事実を報告したと申さざるを得ないのであります。一步譲りまして、外国銀行も本法の適用を受けることとしたとしても、ここで私たちが考えなければならぬことは、かつてドイツ民法草案が審議されましたときに、アントン・メンガーが、不平等なるものを平等に取扱うことと不平等なるものではないということとを指摘いたしまして、画一的な法の前の平等は、経済的実力を無視した結果、結果において経済的優者にはなほ不利利益を與えるものだという事実を指摘しておるのであります。

わが国輸出産業に對する保護政策を何ら講ずることなく、民間貿易、自由貿易の名のもとに、経済的実力を無視した画一的平等取扱いの原則こそは、大資本家を擁護し、わが国中小企業を没落のふちに追い落とし、ひいてはわが国経済の自立態勢をも崩壊さすものと言わなければなりません。政府のいう民間貿易、自由貿易こそは、わが国中小企業にとりましては不自由貿易であり、中小企業に與えられないものは崩壊の自由だと言わざるを得ないのであります。

民自党の諸君は、かつて支持いたしましたところの全国の農民の間に、今や吉田内閣の低米価政策、あるいは食確法の一部改正等の一連の反農民的政策のために、民自党に對する反感の声が満ち／＼しております。

○議長(幣原喜重郎君) 成田君——成田君。

○成田知巳君(統) 都会の中小企業者も同様であります。かくして、民自党の支持者たる産業資本家のみが、ただ一つ残つておりますが、民自党の諸君が多数をもつてこの法案を通しますならば、この最後の支持者である産業資本家も民自党から離れ去るであらうことを私は忠告するものであります。

○議長(幣原喜重郎君) 成田君——成田君。

○成田知巳君(統) 最後に私は、西ドイツ経済における「ドイツ経済はドイツ人の手に」という言葉の通り、日本貿易を日本人の手に獲得することに政府は特に重大な反省と善処をされんことを要望いたしまして、本案に對する反対討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 永井英修君。

○永井英修君 私は、ただいま上程せられました外国為替及び外国貿易管理法並びに外国為替管理委員会設置法案に對し、民主自由党を代表して賛成の意見を申し上げます。

今日わが国の経済は、いわゆるドッジ構想に基き、安定経済計画を推進いたしておりますが、安定の基盤に立つて日本経済の復興自立を実現させるためには、どうしても国内生産力を充実させ、外国貿易の発展振興にまつことが、まことに大きいのであります。

この意味から、今日まで特に輸出優先の建前をとつて、ひたすらに国力の回復に努めて参つてゐるのであります。われ／＼は、長い間、講和なき管理下の不自由なわが国の現情を打開して、一日もすみやかに国際経済への参加を待望して参りましたし、そのために精進努力することは、ただに國をあげての要請であるばかりでなく、自立経済達成のための必要條件であると確信いたしました。幸い、国内経済においてはインフレ収束の顯著なる傾向を見、経済も平常化の方向をたどつて参つております。しかも、国際経済との接触面は日一日と深まり、目まぐるしい交際のうちに講和の時期が近づき、わが國が国際経済社会に参加できる時期は次第に近づいて参つた感があるのであります。

この際積極的に国際経済への参加体制を確立することは、望ましいことであるばかりでなく、当面必要欠くことのできない準備でもあります。このときにあたりまして、從來各部門にわかれていた對外取引に關する諸法規が整備統合されて、單一の基本法として成文化され、国会に提案されたことは、まことに時宜を得たものであり、近づく国際経済への参加準備として望ましいことであると思ふのであります。

本法案は三つの主要目的を持つておるのであります。第一は、国際慣行に合致した外国為替管理制度を確立することであり、この点は、わが國が国際経済社会に参加いたしますには当然の前提処置であると存じます。第二は、輸出貿易を最小限度の制限にとどめ、特別の場合にのみ承認を受けることとし、原則として自由にする建前をとつたことでもあります。この点は、輸出振興がわが國の自立経済に重要な役割を持つ今日、国内の要望にこたえるものと存じます。第三は、輸入を民間貿易に切りかえ、輸入の承認を受ける義務と担保の提供義務とを課せられてゐるのであります。この点は、エード・ファンドを受けてゐる今日、やむを得ないことと思ふのであります。

法案を通じて問題となる点は、具体的な処置については政令に委譲してゐることであり、この点については、制限規定の逐次緩和とともに、国際経済情勢の変化につれ、時宜に即応した、弾力性ある、効果的な運用をはかるためという政府の冒明に信頼したのであります。

次に、わが國の貿易が本法に基づき自由体制に入るにあたり、特に留意すべき重要問題は貿易金融であります。制度としての貿易体制が解放されて、自由に近くなりまして、それを裏づける資金面での制約が取拂われなければ、仏つづつて魂入れずという事態を招かないとも限らないのであります。しかも、長い間の封鎖経済から、ようやく国際経済に参加するのでありますから、競争状態も想像にかたくなないのであります。政府においては、これらの諸点を特に考慮して、国際経済体制参加の意義を達成さすべく、貿易金融に遺憾なきよう諸般の適切な措置を講ずるとともに、輸入の担保提供義務についても最善の考慮を加えられんことを特に希望するものであります。

さらに関稅率の問題についても、早急に適切な改善を加えるとともに、輸出商品の質的向上のためにも具体的な方途を講じ、国際市場における信用の増大と貿易の伸張に努められたいのであります。また今日、わが國貿易振興の障害となつてゐる諸種の事項については、目下具体的に折衝を重ねられてゐると聞いてゐるのであります。それらの事項が一日もすみやかに実現できますよう最善の努力を拂われんことを私は切に希望いたします。

とを、国民の名において擁護する次第であります。

終りに、本法案の運営いかんは、わが国の経済自立のためにはまことに重要でありまして、適正かつ合理的にしまして、しかも関連なる運営を希望してやまないものであります。

以上をもちまして、二法案に対する民主自由党を代表した私の賛成意見といたします。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 米原君。

〔米原君登壇〕

○米原君 私は、日本共産党を代表しまして、ただいま議題となりました三法案に対し反対の意見を表明せんとするものであります。

本法案がもし実施されるならば、日本の貿易、ひいては日本の全経済は、その支配権を外国の商社、外国の銀行に譲り渡すことになるでございましょう。この法案に示されたようなやり方で、日本の銀行が外国の銀行と競争して、はたして太刀打ちできるか。日本の貿易業者、生産者が、その資金、貿易網、船、情報網、そして生産力の点で、はたして外国の業者と競争できるか。現在小麦一万吨は、少くとも三十五億円はする。羊毛一万俵は、少くとも十五億円かかる。こうした龐大な資金を、日本の業者がどれだけ調達できるか。もし保証金が半分としても、これだけの資金を調達できる業者が日本にどれだけあるか。さらに、外国銀行の金利が一分数厘、これに對して、日本の銀行の金利はるかに高いことは、万人周知の事実であります。(拍手) しかも、こういう業者に対する金融の国家的保障の道は禁止されておる

ではないか。これで日本の業者が外国の業者に競争できるか。

政府は、いわゆるローガン構想に基いて、相手国からまず買う。相手国から買つただけ、こちらの物を買つてもらうという、協定貿易の方式をとりつゝありますが、これは算術にすぎない。実際に相手国から買う義務は嚴重に負わされておるけれども、相手国に買つてもらふところの保障が一体どこにあるか。(拍手) さらに悪いことには、この協定によつて、日本が目標としておるところの東南アジアの市場は、今や経済恐慌のまつただ中にあるではないか。この輸出貿易の前途は実に暗澹たるものである。(拍手)

しかも、義務づけられてゐる輸入によつて日本に入つて来るものは何か。当てのない輸出のための原料品、これはまだよいとしてしましても、おそらく酒類として流れ込んで来るものは、不急不要品、ぜいたく品、日本の国内産業と競合するところの莫大な物資でありましよう。これらによつて、外国の経済恐慌によるところの過剰生産物資が、日本に怒濤のごとく流れ込んで来る。この結果、日本の民族産業は、おそらく全面的に破壊されるであらう。(拍手)

しかも、このような条件のもとで、いやでもおうでも輸出を続けなければならぬ。そのためには、今までよりもさらに一層の合理化、すなわち首切り、労働強化、低賃金、それをささえるところの低米価、それに基くところの飢餓輸出、ソーシヤル・ダンピングよりほか方法はないではないか。(拍手) これは、わが国に今よりも一層の

不景氣をもたらし、日本人民大衆の生活水準を、植民地的な水準に押し下げようとするものではないか。

しかも、この法案によれば、輸出自由の原則をうたいながら、協定国との特定貿易優先主義、輸出品目の許可制度、支拂い方法の許可制度、名目はそういう名目をつけております。しかしながら、そのことによつて、事実上は中国、ソビエト、そのほかの未開拓市場に對する日本の貿易は、事実上禁止される方向に向つておるではないか。全國民待望の中共貿易は、この法案の突進されることによつて、その道をとざされようとしてゐるのだ。

すでにわが国経済の動脈は、見返り資金によつて握られてゐる。しかもこの法案によつて、ここに外国銀行と外国商社による日本の経済の制覇は、今や完成せんとしつつある。(拍手) かくて、わが国経済はあけて外国独占資本の支配下に屈服することになるだらう。(拍手) これこそ内外独占資本の結合の完成だ。この法案は、まさに完成せんとするわが国植民地化への一里塚である。これこそ特定国への從屬の道であり、單獨講和の道である。吉田總理がいかなる詭弁を弄そうとも、これこそ日本の植民地化の道である。單獨講和への道である。(拍手) 全面的講和による世界のすべての國々との平等互恵の貿易、わが国の自由再建の道、わが国の平和と、民族の独立と、自由の道は、この法案によつてとざされようとしてゐるのだ。

單獨講和の道がいかに犠牲多きものであるかは、この法案がはつきりと示してゐる。しかし、このむりを國民に

向つて押し通すために、かつて戦時中の總動員法以上の惡法、白紙委任状付のこの法案を政府は出して来た。その意味において、わが日本共産党は、この三法案に絶対に反対するものであり、日本民族独立のために、絶対に反対するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 次は田中不破三君。

〔田中不破三君登壇〕

○田中不破三君 私は、民主連立派を代表いたしまして、ただいま上程になりました三つの法案に對しまして賛成の意見を表明するものでございまして。(拍手) 次に、主な点につきまして簡単に賛成の理由を説明いたします。

まず第一は、輸出が原則として自由貿易になり、また輸入は、現在政府によつて行われておりましたものが民間貿易に切りかえられることになる点でありまして、いずれも貿易の正常化に向つて大きな道が開かれることとなるものと信ずるのでございまして。(拍手) 第二には、外国為替予算が編成されることとなるのでありますが、これは國際收支の均衡をはかつて對外信用を維持し、また一方、わが國産業經濟に至大の關係を有します輸出入物資の需給の適正を確保するためには、きわめて適當な措置であると存するのであります。しかも、この予算のまことに重要性を持つ点を考慮し、その作成には新たに閣僚會議を設けてその責任を任ずることに定められたことは、きわめて至當であると存するのであります。(拍手)

次に第三には、基準外國為替相場の一性、各外國通貨について、正しい

裁定外國相場決定維持等に関する事項が定められておりますが、これらは、近き將來わが國が國際基金協定に参加を認められることを期待しての措置として、まことに至當なものであり、われわれは参加の日の一日も早くらんことを急願してやまない次第であります。(拍手)

第四には、外國為替の集中及び外貨の流出、またはその原因となる特殊行為に對する制限または禁止に関する事項であります。わが國の輸入力、輸出力から見まして、國際收支の均衡をいかに保つていかは、現状においてはまことに重大関心事でありまして、相當嚴密なる對外支拂手段等を捕提し、また國際收支に惡影響を及ぼす行為を制限または禁止することは、これまたやむを得ない措置と信ずるのであります。(拍手)

以上、簡単に賛成の理由を説明いたしましたのでありますが、この際本法案の施行にあつて考慮を要する二、三の点について、政府に希望を申し述べたいと存するのであります。

その第一は、本法案には政令、省令にまかされた事項が相当多いのであります。これは内外の經濟事情が急速に変転することを予想される現状では、やむを得ないことと思われるのでございしますが、これら政令等の制定にあつては、極端なる取締りあるいは煩瑣なる手続等の制定に陥ることなく、委員會における政府の答弁にありまして、たとく、また本法案の所期いたしておりますように、この政令等への委任を善用活用されて、機宜に適した処置をとられんことを希望いたしますもので

あります。(拍手)

希望の第二点は、本法施行後は、民間輸入になります結果、輸入業者に對する金融等に相當の困難が予想されるのであります。これは経済安定委員会において深刻に質疑の行われた点であります。その際の政府の答弁によれば、十分の覚悟と準備をもつて対処せられておるようであります。私は、この政府の態度に十分の信頼をいたし、万端漏なき善処を期待するものであります。(拍手)

第三には、輸入しようとする者の担保の提供義務についてであります。その率等については、苛酷に失することのないよう適切な措置をとられんことを希望いたしますのであります。

最後に、政府では本法案のみならず、これに続いて関税その他各部門にわたつて国際経済への参加態勢を整えられるやに聞き及んでおるのであります。が、せつかくその実現につきましては最善の努力をいたされんことを熱望いたしますのであります。

これを要するに、本法案は、近く予想されます日本側への外国為替、外国貿易、外国資金等の大幅移管に即応してわが国内態勢を整え、ひいては国際経済参加への一歩前進が始まることを示すものでありまして、民主党連立派といはしましては、この法案の成立には満腔の賛意を表するものであります。

これをもちまして私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。外国為替及び外国貿易管理

法案、外国為替管理委員会設置法案、

外国為替特別会計法案、右三案を一括して採決いたします。その採決は記名投票をもつて行います。外国為替及び外国貿易管理法案外二件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

これより氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(幣原喜重郎君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(幣原喜重郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 二百六十六

可とする者(白票) 二百二十六

〔拍手〕

否とする者(青票) 四十

〔拍手〕

○議長(幣原喜重郎君) 右の結果、外国為替及び外国貿易管理法案外二件は委員長報告の通り可決いたしました。

〔拍手〕

〔参照〕

外国為替及び外国貿易管理法案外二件を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

- | | |
|--------|--------|
| 阿左美廣治君 | 足立 篤郎君 |
| 安部 俊吾君 | 青木 孝義君 |
| 青木 正君 | 青柳 一郎君 |
| 淺香 忠雄君 | 淺利 三朗君 |
| 麻生太賀吉君 | 有田 二郎君 |

- | | |
|---------|---------|
| 井上 知治君 | 伊藤 郷一君 |
| 飯塚 定輔君 | 池田正之輔君 |
| 池田 勇人君 | 池見 茂隆君 |
| 石田 博英君 | 石原 圓吉君 |
| 今泉 貞雄君 | 今村 忠助君 |
| 岩川 興助君 | 宇田 恒君 |
| 宇野秀次郎君 | 植原悦二郎君 |
| 内海 安吉君 | 江崎 眞澄君 |
| 江田斗米吉君 | 江花 靜君 |
| 遠藤 三郎君 | 小笠原八十美君 |
| 小川原政信君 | 小澤佐重喜君 |
| 小高 壽郎君 | 小野瀬忠兵衛君 |
| 小淵 光平君 | 尾崎 末吉君 |
| 尾関 義一君 | 越智 茂君 |
| 大石 武一君 | 大泉 寛三君 |
| 大内 一郎君 | 大澤嘉平治君 |
| 大野 伴睦君 | 大橋 武夫君 |
| 大村 清一君 | 岡延右エ門君 |
| 岡崎 勝男君 | 岡田 五郎君 |
| 岡西 明貞君 | 岡野 清豪君 |
| 岡村利右衛門君 | 押谷 富三君 |
| 鍛冶 良作君 | 風間 啓吉君 |
| 片岡伊三郎君 | 甲木 保君 |
| 門脇勝太郎君 | 川野 芳満君 |
| 川端 佳夫君 | 川村善八郎君 |
| 川本 末治君 | 河原伊三郎君 |
| 菅家 喜六君 | 木村 公平君 |
| 北川 定務君 | 北澤 直吉君 |
| 倉石 忠雄君 | 黒澤富次郎君 |
| 小西 義昭君 | 小玉 治行君 |
| 小西 英雄君 | 小峯 柳多君 |
| 小山 長規君 | 近藤 鶴代君 |
| 佐久間 徹君 | 佐々木秀世君 |
| 佐藤 榮作君 | 佐藤 重遠君 |
| 佐藤 親貞君 | 坂田 道太君 |
| 坂本 實君 | 志田 義信君 |
| 塩田賀四郎君 | 篠田 弘作君 |
| 澁谷雄太郎君 | 白井 佐吉君 |

- | | |
|--------|--------|
| 周東 英雄君 | 鈴木 明良君 |
| 鈴木 善幸君 | 瀬戸山三男君 |
| 関内 正一君 | 関谷 勝利君 |
| 千賀 康治君 | 田口長治郎君 |
| 田中 角榮君 | 田中 啓一君 |
| 田中 重彌君 | 田中 元君 |
| 田中 萬逸君 | 田淵 光一君 |
| 多武良三君 | 高木 章君 |
| 高塩 三郎君 | 高橋 英吉君 |
| 高橋 權六君 | 高橋 等君 |
| 竹尾 式君 | 玉置 信一君 |
| 塚原 俊郎君 | 土倉 宗明君 |
| 辻 寛一君 | 圓谷 光衛君 |
| 坪内 八郎君 | 吉米地英俊君 |
| 富永格五郎君 | 奈良 治二君 |
| 内藤 隆君 | 中川 俊思君 |
| 中野 武雄君 | 中村 清君 |
| 中村 幸八君 | 中村 純一君 |
| 仲内 憲治君 | 永井 英修君 |
| 永田 節君 | 夏堀源三郎君 |
| 丹羽 彪吉君 | 西村 英一君 |
| 西村 久之君 | 根本龍太郎君 |
| 野原 正勝君 | 野村專太郎君 |
| 橋本 龍伍君 | 花村 四郎君 |
| 原 健三郎君 | 原田 雪松君 |
| 樋貝 詮三君 | 平井 義一君 |
| 平野 三郎君 | 廣川 弘禪君 |
| 福井 勇君 | 福田 一君 |
| 福田 喜東君 | 福永 一臣君 |
| 福永 健司君 | 藤井 平治君 |
| 藤枝 泉介君 | 船越 弘君 |
| 降旗 徳弥君 | 星島 二郎君 |
| 本多 市郎君 | 眞鍋 勝君 |
| 前尾繁三郎君 | 前田 正男君 |
| 牧野 寛策君 | 増田甲子七君 |
| 益谷 秀次君 | 松井 豊吉君 |
| 松本 弘君 | 松田 鐵藏君 |
| 松野 頼三君 | 松本 一郎君 |

- | | |
|---------|--------|
| 松本 善壽君 | 丸山 直友君 |
| 三池 信君 | 三浦寅之助君 |
| 三宅 則義君 | 水田三喜男君 |
| 水谷 昇君 | 南 好雄君 |
| 宮崎 靖君 | 宮原幸三郎君 |
| 武藤 嘉一君 | 村上 勇君 |
| 村上 清治君 | 守島 伍郎君 |
| 森 幸太郎君 | 森 鷗君 |
| 藥師神岩太郎君 | 柳澤 義男君 |
| 山口喜久一郎君 | 山崎 猛君 |
| 山村新治郎君 | 山本 猛夫君 |
| 山本 久雄君 | 吉田 省三君 |
| 吉武 恵市君 | 龍野喜一郎君 |
| 若林 義孝君 | 渡邊 良夫君 |
| 荒木萬壽夫君 | 有田 喜一君 |
| 小野 孝君 | 川崎 秀二君 |
| 笹山茂太郎君 | 椎熊 三郎君 |
| 清藤 唯七君 | 園田 直君 |
| 高橋清治郎君 | 床次 徳二君 |
| 吉米地義三君 | 並木 芳雄君 |
| 島山 重男君 | 林 好次君 |
| 宮腰 喜助君 | 村瀬 宣親君 |
| 犬養 健君 | 小坂善太郎君 |
| 島田 末信君 | 田中伊三次君 |
| 田中不破三君 | 橋 直治君 |
| 圓司 安正君 | 坪川 信三君 |
| 中村 又一君 | 長野 長廣君 |
| 原 彪君 | 保利 茂君 |
| 山崎 岩男君 | 山本 利壽君 |
| 金子與重郎君 | 中村 寅太君 |
| 羽田野次郎君 | 平川 篤雄君 |
| 松本 龍藏君 | 山手 満男君 |

否とする議員の氏名

- | | |
|--------|--------|
| 井上 良二君 | 石川金次郎君 |
| 上林與市郎君 | 川島 金次君 |
| 坂本 泰良君 | 田中穢之進君 |
| 成田 知巳君 | 福田 昌子君 |
| 前田榮之助君 | 松井 政吉君 |

松尾トシ子君 松岡 駒吉君
井之口政雄君 伊藤 憲一君
池田 峯雄君 春日 正一君
上村 進君 神山 茂夫君
川上 貫一君 河田 賢治君
菊田アサノ君 木村 榮君
今野 武雄君 志賀 義雄君
砂間 一良君 田島 ひで君
田代 文久君 高田 富之君
竹村奈良一君 谷口善太郎君
土橋 一吉君 梨木作次郎君
林 百郎君 深澤 義守君
横田甚太郎君 米原 昶君
石野 久男君 岡田 春夫君
黒田 壽男君 松谷天光君

○山本猛夫君 議事日程は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

明日は定刻より本会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時三十分散会

出席国務大臣
国務大臣 殖田 俊吉君
大蔵大臣 池田 勇人君
通商産業大臣 稻垣平太郎君
国務大臣 青木 孝義君
国務大臣 山口喜久一郎君
出席政府委員
大蔵政務次官 水田三喜男君

(朗読を省略した報告)
一、昨二十六日幣原議長は、吉田内閣総理大臣申出の次の者を政府委員に任命することを承認した。
(総務部長) 國家地 柏村 信雄
(警務部長) 國家地 武藤 文雄
(警備部長) 國家地 樺山 俊夫
(警備本部部長) 樺山 俊夫
外國為替管理 大久保三三郎
委員會委員
(動力局長) 經 增岡 尙士
濟安定事務官
(生活物資局長) 東畑 四郎
經濟安定事務官
(總裁官房次長) 河野 通一
經濟安定事務官
(貿易局長) 湯川 盛夫
經濟安定事務官
(貿易局貿易政策課長) 經濟安定事務官 小出 榮一
(物産庁第三部長) 川上 爲治
經濟安定事務官
(理財局總務課長) 大蔵事務官 酒井 俊彦
(理財局為替課長) 大蔵事務官 稻益 繁
(國有鉄道部財政課長) 國有鉄道部事務官 紙田千鶴雄
(國有鉄道部運輸課長) 運輸事務官 下島 留夫
一、去る二十四日常任委員會において、次の通り理事を補欠選任した。
經濟安定委員會
理事 南 好雄君(理事井手光治君去る二十四日理事辭任につきその補欠)
一、昨二十六日議長において、次の通り常任委員の辭任を許可した。
内閣委員 岡田 五郎君
地方行政委員 小西 英雄君
大蔵委員 鹿野 彦吉君

文部委員 尾関 義一君
農林委員 山口 武秀君
水産委員 小西 寅松君
通商産業委員 尾崎 末吉君
運輸委員 小川原政信君
小川原政信君 川端 佳夫君
關内 正一君 高木 章君
建設委員 横田甚太郎君
預算委員 大橋 武夫君
大上 司君
議院運営委員 尾崎 末吉君 松井 政吉君
一、昨二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員 小川原政信君
地方行政委員 鹿野 彦吉君
大蔵委員 小西 英雄君
文部委員 高木 章君
農林委員 横田甚太郎君
水産委員 川端 佳夫君
通商産業委員 關内 正一君
運輸委員 岡田 五郎君 小西 寅松君
尾崎 末吉君 尾崎 義一君
建設委員 山口 武秀君
預算委員 足立 篤郎君 尾崎 末吉君
議院運営委員 大橋 武夫君 田中織之進君
一、昨二十六日特別委員會において、次の通り理事を補欠選任した。
海外同胞引揚に關する特別委員會
理事 砂間 一良君(理事横田甚太郎君去る十六日委員辭任につきその補欠)
理事 青柳 一郎君(理事佐々木盛雄君去る二十四日委員辭任につきその補欠)

理事 山本 猛夫君(理事小西英雄君昨二十六日理事辭任につきその補欠)
一、昨二十六日議長から提出した議案は次の通りである。
(古米地蔵三君外三名提出)
一、昨二十六日内閣から提出した議案は次の通りである。
輸出信用保險法案
輸出信用保險特別會計法案
一、昨二十六日委員會に付託された議案は次の通りである。
人事院の給與ベース改訂勸告に關する決議案(墨田壽男君外五名提出、決議第一〇号) 人事委員會 付託
輸出信用保險特別會計法案(内閣提出第五八号) 大蔵委員會 付託
沿岸漁業保護育成に關する決議案(砂間一良君外三十六名提出、決議第一三三号) 水産委員會 付託
輸出信用保險法案(内閣提出第五七号) 通商産業委員會 付託
引揚促進並びに日本政府の責任ある未引揚者救済表を促すの決議案(砂間一良君外三十五名提出、決議第一二二号) 海外同胞引揚に關する特別委員會 付託
一、昨二十六日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
道路運送法の一部を改正する法律案
郵政事業特別會計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に關する法律案
國民金融公庫法の一部を改正する法律案

地方行政調査委員會設置法案
昭和二十四年度一般會計予算補正(第一号)
昭和二十四年度特別會計予算補正(特第一号)
昭和二十四年度政府關係機關予算補正(機第一号)
一、去る二十五日人事委員長から提出した次の國政調査承認要求に對し、議長は、昨二十六日これを承認した。

國政調査承認要求書
一、調査する事 國家公務員法附則第九條による試験に關する事項
二、調査の目的 人事行政の適正を期するため
三、調査の方法 關係各方面より見聴取等
四、調査の期間 本會期中
右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十四年十一月二十五日
人事委員長 星島 二郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

